

新潟ひかり電話 利用規約

令和6年2月1日版

第1章 総則

第1条(規約の適用)

株式会社ジェイ・エス・エス(以下、「当社」といいます。)は、新潟光 契約約款(以下、「原約款」といいます。)第47条(本サービスに付随するサービス)に基づき、新潟ひかり電話(以下、「本サービス」といいます。)を契約者に提供します。

本サービスの利用については、本規約が適用されます。なお、本規約に定めのない事項については、原約款が適用されます。

第2条(規約の変更)

当社は、契約者の了承を得ることなく、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。

2. 変更後の利用規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第3条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気設備
(2)電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3)国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
(4)国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします)および当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下、「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします)との間で行われるもの
(5)通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
(6)音声利用 IP 通信網	主として通話ならびに通話に付随する映像および符号による通信(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に定める電気通信番号(当社が別に定めるものに限り)を相互に用いて行うものとします)の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします)
(7) 新潟ひかり電話(本サービス)	音声利用 IP 通信網を使用して当社が行う通話サービス
(8) 新潟光	原約款に基づき、IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
(9)取扱所交換装置	特定事業者の事業所等に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます)
(10)申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者
(11)契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者
(12)契約者回線	新潟光利用契約に基づき契約者が利用可能な電気通信回線
(13)利用回線	本サービスの利用に必要な電気通信回線
(14)自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(15)自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(16)特定事業者	東日本電信電話株式会社

(17)技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)および端末設備等の接続の技術的条件
(18)消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額

第 4 条(外国における取扱いの制限)

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 2 章 契約

第 5 条(契約の成立)

本サービス利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで原契約に付随して申し込み、当社が承諾することにより利用することができます。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 6 条(契約の単位)

当社は、1 の回線収容部または 1 の利用回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。

第 7 条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、特定事業者が提供する「ひかり電話」の提供区域に準拠します。

第 8 条(契約申し込みの承諾)

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、当社の別途定める方法に基づき契約申込者に通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
- (2)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3)本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4)第 32 条(利用に係る契約者の義務)の定め違反するおそれがあるとき。
- (5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 9 条(契約者回線番号)

本サービスの契約者回線番号は、1 の回線収容部または 1 の利用回線ごとに当社が定めます。

2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第 10 条(請求による契約者回線番号の変更)

契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます)または間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、本サービス取扱所に対し当社所定の書面または別途当社が指定する方法によりその変更の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第 11 条(回線収容部の変更)

第9条(契約者回線番号)の定めにより、その契約者回線について他の本サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。ただし、第8条(契約申し込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

第12条(契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

第13条(当社が行う本サービス利用契約の解除)

当社は、次の場合には、その本サービス利用契約を解除することがあります。

(1)第16条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)前号の定めにかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき、または当社の業務遂行上支障があるときであって、第16条(利用停止)第1項各号の定めいずれかに該当するとき。

2. 当社は、前項に定める場合のほか、次の場合は、その本サービス利用契約を解除します。

(1)契約者回線について、新潟光利用契約の解除、解約または利用回線以外の新潟光サービス品目または細目への変更があったとき。

(2)利用回線について、新潟光サービス利用権の譲渡があった場合であって、本サービス利用に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。

(3)利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。

3. 当社は、前2項の定めにより、その本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条(その他の提供条件)

本サービス利用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第3章 利用中止等

第15条(利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。

(2)特定の契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。

(3)第19条(通信利用の制限等)の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。

(4)利用回線に係る新潟光サービスの利用中止を行ったとき。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 第1項に定める場合のほか、本サービスに関する利用について別紙料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その本サービスの利用を中止することがあります。

第16条(利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、契約者の本サービスの利用を停止することがあります。

(1)原約款または本規約に違反したとき。

(2)契約者回線を本サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。

(3)前2号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第1項第2号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 通信

第 17 条(相互接続点との間の通信等)

相互接続通信は、当社もしくは特定事業者が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2. 相互接続通信を行うことができる地域(以下、「接続対象地域」といいます。)は、当社または特定事業者が相互接続協定により定めた地域とします。

第 18 条(通信の切断)

当社は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 15 条第 2 項の定めによる警報事項の通知にあたり必要がある場合は、通信を切断することがあります。

第 19 条(通信利用の制限等)

契約者は、利用回線に係る原約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その本サービスを利用することができないことがあります。

2. 前月の通話料金に対して数倍に及ぶ通話料の発生を認知した場合は、緊急で国際通話の発信を一時的に規制する場合があります。

第 20 条(通信時間の測定等)

通信時間の測定等については、別紙料金表に定めるところによります。

第 21 条(国際通信の取扱い地域)

国際通信の取扱い地域は、別紙料金表に定めるところによります。

第 22 条(契約者回線番号等通知)

契約者回線等からの通信については、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。

(2)契約者回線番号非通知(契約者の請求により、契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先へ通知しないことをいいます)の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます)。

(3)その他当社または特定事業者が別に定める通信。

2. 第 1 項の定めにより、その契約者回線等の契約者回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先が当社の別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3. 当社は、前 2 項にかかわらず、契約者回線等から、電気通信番号規則第 11 条に定める緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名または名称および契約者回線等に係る終端(回線収容部に收容されるもの以外のものとします)の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4. 当社は、前 3 項の定めにより、契約者回線番号等を着信先へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の定めにかつ当する場合に限り、その定めにより責任を負います。

※1 本条第 1 項第 2 号に定める当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

※2 本条第 2 項に定める当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

※3 契約者は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第 5 章 料金等

第 23 条(料金および工事等に関する費用)

当社が提供する本サービスの料金は、基本料金、通信料金および手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。

2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。

※本条 1 項に定める基本料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料およびユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第 24 条(基本料金の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。)について、別紙料金表に定める基本料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(3)前 2 号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった 期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金。
回線収容部の変更、契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更もしくは移転または本サービスに係る契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により本サービスを利用しなかった場合であって、その設備または契約者回線番号を保留したときを除きます)。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 25 条(通信料金の支払い義務)

契約者は、その契約者回線等から契約者回線等へ行った通信(その契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます)について、当社が確認した通信時間と別紙料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2. 契約者は、契約者回線等と当社または特定事業者が別途指定するものとの間の通信について、本サービスに係る部分と当社または特定事業者が別途指定する電話サービス、総合デジタル通信サービスまたは特定地域向け音声利用 IP 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と別紙料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、当社または特定事業者が別途指定するものから契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ当社または特定事業者が指定する事業者が定める電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款または特定地域向け 音声利用 IP 通信網サービス契約約款等に定めるところによります。

3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前 2 項の定めにかかわらず、契約者または相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社または特定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社または特定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社または特定事業者が別に定めるところによります。

4. 前 3 項の定めにかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、別紙料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5. 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、別紙料金表に定めるところにより算定した料金額

の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 26 条(工事費の支払い義務)

契約者は、契約の申し込みにおいて工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第 27 条(料金の計算方法等)

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。ただし、当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合は、当社が別に定める場合を除き、本規約の定めにより別紙料金表に定める料金または工事に関する費用(当社が請求した料金または工事に関する費用の額と本規約の定めにより別紙料金表に定める料金または工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

2. 本サービスの割増金、延滞利息は原約款の定めによります。

第 6 章 損害賠償

第 28 条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします)もしくは固定衛星地球局より外国側もしくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときまたは契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます)

は、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1)別紙料金表に定める基本料金

(2)別紙料金表に定める通信料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします)の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します)。

3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しません。

4. 第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について別紙料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

※1 本条第 2 項第 2 号に定める当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料金とします。

※2 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、別紙料金表の定めに基づいて取り扱います。

第 29 条(免責)

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2. 当社は、原約款または本規約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

3. 当社は、第 13 条(当社が行う本サービスの利用契約の解約)、第 15 条(利用中止)、第 16 条(利用停止)、第 18 条(通信の切断)および第 19 条(通信利用の制限等)に伴い契約者に損害が発生したとしても、その損害を一切賠償しません。

第 7 章 雑則

第 30 条(特定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

契約の申し込みの承諾を受けた者または利用権を譲り受けることの承諾を受けた者(以下、この条において「契約者等」といいます。)は、当社または特定事業者が別に定める事業者(事業法第 9 条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします)がそれぞれ定める契約約款の定めに基づいて、その事業者と電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2. 前項の定めにより契約を締結した者は、該当する事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

※本条第 1 項の定めは、本規約の他の条項にも準用します。

第 31 条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 32 条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(2)故意に多数の不完全呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 33 条(契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

(1)契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2)当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3)契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、契約者の負担によりその設備を設置していただきます。

第 34 条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、特定事業者が別に定めるところによります。

第 35 条 (利用上の制限)

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の確認を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第 36 条 (契約者の氏名の通知等)

契約者は、当社または特定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等を、その事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2. 相互接続通信(当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3. 契約者(相互接続通信の利用者を含みます)は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他別紙料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することについて、同意していただきます。

4. 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします)は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5. 契約者は、当社が、原約款第 31 条(債権の譲渡および譲受)の定めに基づき債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報ならびに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および第 16 条(利用停止)の定めに基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を通知する場合があることについて、同意していただきます。

6. 契約者は、当社が原約款第 31 条(債権の譲渡および譲受)の定めに基づき債権を譲渡する場合において、債権を譲り受けた事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 37 条 (特定事業者からの通知)

契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、特定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 38 条 (番号案内)

当社は、当社が付与した番号で、契約者の希望により番号案内を省略することになった番号以外の契約者回線番号もしくは契約者回線番号以外の番号、または当社もしくは特定事業者が別に定める事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内(以下「番号案内」といいます。)を行います。

2. 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、特定事業者の規定に準じて取り扱います。

第 39 条(番号情報の提供)

当社は、当社の番号情報(電話帳掲載または番号案内に必要な情報(第 38 条(番号案内)の定めにより番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます)をいいます。以下この条において同じとします)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当社または特定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします)に登録します。

2. 契約者は、前項の定めにより登録した番号情報が、番号情報データベースを設置する特定事業者から電話帳発行または番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります)に提供されることをあらかじめ了承するものとします。

※1 当社または特定事業者は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年総務省告示第 695 号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

※2 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社または特定事業者が提供します。

第 40 条(法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 41 条(閲覧)

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 42 条(付加機能)

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 43 条(附帯サービス)

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第 44 条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます。)のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

第 45 条(サービスの変更または廃止)

当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

附則

本規約は平成 29 年 3 月 1 日より効力を有するものとします。

附則

この改定規約は平成 29 年 7 月 14 日より効力を有するものとします。

附則

この改定規約は令和 5 年 11 月 15 日より効力を有するものとします。

附則

この改定規約は令和6年1月1日より効力を有するものとします。

附則

この改定規約は令和6年2月1日より効力を有するものとします。

別紙 料金表【通則】

第1条(料金の計算方法等)

本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表(以下、「料金表」といいます。)に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金および通信に関する料金は料金月に従って計算します。

3. 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

(1)料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始)があったとき。

(2)料金月の初日以外の日に契約の解除または付加機能の廃止があったとき。

(3)料金月の初日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始等)があり、その日にその契約の解除または付加機能の廃止等があったとき。

(4)料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

(5)第24条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(6)6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

4. 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第24条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

5. 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第2条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

第3条(料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第4条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第5条(前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

第6条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この利用規約の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

別紙 料金表【料金】

【新潟ひかり電話】

月額利用料

プラン	月額利用料
新潟ひかり電話	550 円
新潟ひかり電話プラス	1,650 円

新潟ひかり電話対応ルータ月額利用料

プラン	月額利用料
新潟ひかり電話対応ルータ	110 円
無線 LAN カード利用料	110 円

【新潟ひかり電話オフィスタ입】

月額利用料

プラン	月額利用料
新潟ひかり電話オフィスタ입	1,430 円
新潟ひかり電話オフィスプラス	1,210 円

新潟ひかり電話オフィスタ입対応アダプタ月額利用料

プラン	月額利用料
オフィスタ입対応アダプタ 4 チャンネル用	1,100 円
オフィスタ입対応アダプタ 8 チャンネル用	1,650 円
オフィスタ입対応アダプタ 23 チャンネル用	5,940 円

【新潟ひかり電話】

付加機能

プラン	月額利用料	
番号お知らせサービス	440 円	
ナンバーリクエスト	220 円	
通話中着信サービス	330 円	
着信転送サービス	550 円	
迷惑電話拒否サービス	220 円	
着信お知らせメール	110 円	
FAX お知らせメール	110 円	
追加番号サービス「マイナンバー」	110 円	
複数チャンネルサービス「ダブルチャンネル」	220 円	
グループ通話定額	440 円	
テレビ電話	無料	
高音質電話	無料	
着信課金サービス(基本機能)	1,100 円	
	複数回線管理機能	1,100 円
	発信地域振分機能	385 円
	話中時迂回機能	880 円
	着信振分接続機能	770 円
	受付先変更機能	1,100 円
	時間外案内機能	715 円
	カスタマーコントロール機能	無料
	特定番号通知機能	110 円
新潟ひかり電話 #ダイヤル	全国利用型	16,500 円
	ブロック内利用型	11,000 円

特定番号許可サービス 発着信制御利用料		550 円
特定番号許可サービス 許可番号リスト利用料	1 ブロックプラン	110 円
	5 ブロックプラン	550 円
	25 ブロックプラン	1,650 円
	50 ブロックプラン	2,200 円
	600 ブロックプラン	11,000 円

【新潟ひかり電話オフィスタイプ】

付加機能

プラン		月額利用料
番号お知らせサービス		1,320 円
ナンバーリクエスト		660 円
着信転送サービス		550 円
迷惑電話拒否サービス		220 円
着信お知らせメール		110 円
FAX お知らせメール		110 円
追加番号		110 円
複数チャンネル	オフィスタイプの場合	440 円
	オフィスプラスの場合	1,100 円
グループ通話定額		440 円
テレビ電話		無料
高音質電話		無料
着信課金サービス		1,100 円
	複数回線管理機能	1,100 円
	発信地域振分機能	385 円
	話中時迂回機能	880 円
	着信振分接続機能	770 円
	受付先変更機能	1,100 円
	時間外案内機能	715 円
	カスタマーコントロール機能	無料
	特定番号通知機能	110 円
新潟ひかり電話 #ダイヤル	全国利用型	16,500 円
	ブロック内利用型	11,000 円
データ接続サービス		無料
特定番号許可サービス 発着信制御利用料		550 円
特定番号許可サービス 許可番号リスト利用料	1 ブロックプラン	110 円
	5 ブロックプラン	550 円
	25 ブロックプラン	1,650 円
	50 ブロックプラン	2,200 円
	600 ブロックプラン	11,000 円

【新潟ひかり電話・新潟ひかり電話オフィスタイプ】

国内通話・通信料

プラン		利用料
新潟ひかり電話、NTT 東日本／NTT 西日本のひかり電話、NTT 東日本／NTT 西日本の加入電話、他社固定電話、INS ネットへの通話および 117(時報)・171(災害伝言ダイヤル)等への通話	新潟ひかり電話／オフィスタイプ(3分)	8.8円
	オフィスプラス プラン1:県内通話(3分)	6.6円
	オフィスプラス プラン1:県間通話(3分)	11円
携帯電話への通話	オフィスプラス プラン2:全国一律(3分)	8.8円
	グループ1-A(60秒)	17.6円
	グループ1-B(60秒)	19.25円
他社IP電話(050番号)への通話	グループ1-D(3分)	11.88円
	グループ2(3分)	11.55円
PHSへの通話	区域内(60秒)	11円
	～160km(45秒)	11円
	160km(36秒)	11円
	上記通信料金のほかに通信1回ごと	11円
ポケベル等(020で始まる番号)の通信(45秒)		16.5円
	上記の通信料金のほかに通信1回ごと	44円
新潟ひかり電話データ接続サービス～新潟ひかり電話データ接続サービス対応機器から新潟ひかり電話データ接続サービス対応機器へのデータ通信～(新潟ひかり電話データ接続サービスを複数同時利用した場合等)	利用帯域64Kbpsまで(30秒)	1.1円
	利用帯域64Kbps超～512Kbpsまで(30秒)	1.65円
	利用帯域512Kbps超～1Mbpsまで(30秒)	2.2円
テレビ電話端末からFOMAへの映像通信(60秒)		33円
テレビ電話端末からテレビ電話端末への映像通信(3分)	利用帯域2.6Mbpsまで	16.5円
新潟ひかり電話データ転送サービス、テレビ電話等を複数同時利用した場合(3分)	利用帯域2.6Mbps超	110円
新潟ひかり電話(基本プラン・プラス)の国際通話		※別紙【新潟ひかり電話 国際通話料・衛星通話料】に記載

※グループ1-A(株式会社NTTドコモ)

グループ1-B(沖縄セルラー電話株式会社／KDDI株式会社／ソフトバンク株式会社<旧ソフトバンクモバイル株式会社>／楽天モバイル株式会社)

グループ1-D(株式会社NTTドコモ<ワンナンバー機能により着信する場合>)

グループ2(株式会社STNet／株式会社Qtnet<旧九州通信ネットワーク株式会社>／株式会社オプテージ<旧株式会社ケイ・オプティコム>／ソフトバンク株式会社<旧ソフトバンクBB株式会社、2015年4月1日～6月30日の商号はソフトバンクモバイル株式会社>／中部テレコミュニケーション株式会社／株式会社トークネット<旧東北インテリジェント通信株式会社>／楽天モバイル株式会社<旧楽天コミュニケーションズ株式会社、旧フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、旧株式会社パワードコム>／株式会社エネコム<旧株式会社エネルギー・コミュニケーションズ>／エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社NTTドコモ／KDDI株式会社／ZIP Telecom株式会社／アルテリア・ネットワーク株式会社／Coltテクノロジーサービス株式会社／株式会社アイ・ピー・エス／株式会社コムスクエア／株式会社ハイスタンダード)

【新潟ひかり電話・新潟ひかり電話オフィスタイプ】

工事費

分類	サービス		提供種別	料金	
基本 工事費	派遣	基本額	新潟ひかり電話／オフィスタイプ	8,250 円	
		加算額※	新潟ひかり電話／オフィスタイプ	3,850 円	
	無派遣		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	2,200 円	
交換機等 工事費	基本機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	発信者番号通知の変更を行う場合		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	770 円	
	新潟ひかり電話プラス		新潟ひかり電話のみ	1,100 円	
	付加 機能	番号お知らせサービス		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		ナンバーリクエスト		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		通話中着信サービス		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		着信転送サービス		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		迷惑電話拒否サービス		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		着信お知らせメール		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		FAX お知らせメール		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		追加番号サービス「マイナンバー」		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	770 円
		複数チャンネルサービス「ダブルチャンネル」		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
		テレビ電話		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	無料
	高音質電話		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	無料	
	同番移行		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	2,200 円	
	有料改番		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	2,750 円	
	新潟ひかり電話 #ダイヤル		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	特定番号許可サービス		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	着信課金サービス(基本機能)		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
		発信地域振分機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円
	話中時迂回機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	着信振分接続機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	受付先変更機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	時間外案内機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	カスタマーコントロール機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
	特定番号通知機能		新潟ひかり電話／オフィスタイプ	1,100 円	
機器 工事費	設置費		新潟ひかり電話のみ	1,650 円	
	設定費		新潟ひかり電話のみ	1,100 円	
	オフィスタイプ対応アダプタ 4 チャンネル用		オフィスタイプのみ	8,800 円	
	オフィスタイプ対応アダプタ 8 チャンネル用		オフィスタイプのみ	10,450 円	

※お客さま宅内での工事費の合計が 31,900 円を超える場合、31,900 円ごとに加算される料金です。

別紙 料金表【新潟ひかり電話 国際通話料・衛星通話料】

国際通話

着信先の地域	通話料 (1分ごと)
アイスランド共和国	70円
アイルランド	20円
アゼルバイジャン共和国	70円
アゾレス諸島	35円
アフガニスタン・イスラム共和国	160円
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)	9円
アラブ首長国連邦	50円
アルジェリア民主人民共和国	127円
アルゼンチン共和国	50円
アルバ	80円
アルバニア共和国	120円
アルメニア共和国	202円
アンギラ	80円
アンゴラ共和国	45円
アンティグア・バーブーダ	80円
アンドラ公国	41円
イエメン共和国	140円
イギリス(グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国)	20円
イスラエル国	30円
イタリア共和国	20円
イラク共和国	225円
イラン・イスラム共和国	80円
インド	80円
インドネシア共和国	45円
ウガンダ共和国	50円
ウクライナ	50円
ウズベキスタン共和国	100円
ウルグアイ東方共和国	60円
英領バージン諸島	55円
エクアドル共和国	60円
エジプト・アラブ共和国	75円
エストニア共和国	80円
エチオピア連邦民主共和国	150円
エリトリア国	125円
エルサルバドル共和国	60円
オーストラリア連邦	20円
オーストリア共和国	30円
オマーン国	80円
オランダ王国	20円
オランダ領アンティール	70円
ガーナ共和国	70円
カーボヴェルデ共和国	75円
カザフスタン共和国	70円
カタール国	112円
カナダ	10円
カナリア諸島	30円
ガボン共和国	70円

カメルーン共和国	80 円
ガンビア共和国	115 円
カンボジア王国	90 円
ギニア共和国	70 円
キプロス共和国	45 円
キューバ共和国	112 円
ギリシャ共和国	35 円
キリバス共和国	155 円
キルギス共和国	140 円
グアテマラ共和国	50 円
グアドループ島	75 円
グアム	20 円
クウェート国	80 円
クック諸島	155 円
グリーンランド	91 円
クリスマス島	20 円
グルジア	101 円
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20 円
クロアチア共和国	101 円
ケイマン諸島	70 円
ケニア共和国	75 円
コートジボワール共和国	80 円
ココス・キーリング諸島	20 円
コスタリカ共和国	35 円
コモロ連合	80 円
コロンビア共和国	45 円
コンゴ共和国	150 円
コンゴ民主共和国	75 円
サイパン	30 円
サウジアラビア王国	80 円
サモア独立国	80 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	200 円
ザンビア共和国	70 円
サンピエール島・ミクロン島	50 円
サンマリノ共和国	60 円
シエラレオネ共和国	175 円
ジブチ共和国	125 円
ジブラルタル	90 円
ジャマイカ	75 円
シリア・アラブ共和国	110 円
シンガポール共和国	30 円
ジンバブエ共和国	70 円
スイス連邦	40 円
スウェーデン王国	20 円
スーダン共和国	125 円
スペイン	30 円
スペイン領北アフリカ	30 円
スリナム共和国	80 円
スリランカ民主社会主義共和国	75 円
スロバキア共和国	45 円
スロベニア共和国	100 円
スワジランド王国	45 円

赤道ギニア共和国	120 円
セネガル共和国	125 円
セルビア共和国	120 円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80 円
ソマリア民主共和国	125 円
ソロモン諸島	159 円
タイ王国	45 円
大韓民国	30 円
台湾	30 円
タジキスタン共和国	60 円
タンザニア連合共和国	80 円
チェコ共和国	45 円
チャド共和国	250 円
中華人民共和国(香港およびマカオを除きます。)	30 円
チュニジア共和国	70 円
朝鮮民主主義人民共和国	129 円
チリ共和国	35 円
ツバル	120 円
デンマーク王国	30 円
ドイツ連邦共和国	20 円
トーゴ共和国	110 円
トケラウ諸島	159 円
ドミニカ共和国	35 円
トリニダード・トバゴ共和国	55 円
トルクメニスタン	110 円
トルコ共和国	45 円
トンガ王国	105 円
ナイジェリア連邦共和国	80 円
ナウル共和国	110 円
ナミビア共和国	80 円
ニカラグア共和国	55 円
ニジェール共和国	70 円
ニューカレドニア	100 円
ニュージーランド	25 円
ネパール連邦民主共和国	106 円
ノーフォーク島	79 円
ノルウェー王国	20 円
バーレーン王国	80 円
ハイチ共和国	75 円
パキスタン・イスラム共和国	70 円
バチカン市国	20 円
パナマ共和国	55 円
バヌアツ共和国	159 円
バハマ国	35 円
パプアニューギニア独立国	50 円
バミューダ諸島	50 円
パラオ共和国	100 円
パラグアイ共和国	60 円
バルバドス	75 円
ハワイ	9 円
ハンガリー共和国	35 円
バングラデシュ人民共和国	70 円

東ティモール民主共和国	126 円
フィジー共和国	50 円
フィリピン共和国	35 円
フィンランド共和国	30 円
ブータン王国	70 円
プエルトリコ	40 円
フェロー諸島	75 円
フオークランド諸島	190 円
ブラジル連邦共和国	30 円
フランス共和国	20 円
フランス領ギアナ	50 円
フランス領ポリネシア	50 円
ブルガリア共和国	80 円
ブルキナファソ	80 円
ブルネイ・ダルサラーム国	62 円
ブルンジ共和国	70 円
米領サモア	50 円
米領バージン諸島	20 円
ベトナム社会主義共和国	85 円
ベナン共和国	80 円
ベネズエラ・ボリバル共和国	50 円
ベラルーシ共和国	80 円
ベリーズ	55 円
ペルー共和国	55 円
ベルギー王国	20 円
ポーランド共和国	40 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60 円
ボツワナ共和国	75 円
ボリビア多民族国	55 円
ポルトガル共和国	35 円
香港	30 円
ホンジュラス共和国	65 円
マーシャル諸島共和国	110 円
マイヨット島	150 円
マカオ	55 円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80 円
マダガスカル共和国	160 円
マデイラ諸島	35 円
マラウイ共和国	127 円
マリ共和国	55 円
マルタ共和国	70 円
マルチニーク島	55 円
マレーシア	30 円
ミクロネシア連邦	79 円
南アフリカ共和国	75 円
南スーダン共和国	125 円
ミャンマー連邦共和国	90 円
メキシコ合衆国	35 円
モーリシャス共和国	70 円
モーリタニア・イスラム共和国	80 円
モザンビーク共和国	127 円
モナコ公国	25 円

モルディブ共和国	105 円
モロッコ王国	70 円
モンゴル国	60 円
モンテネグロ	120 円
ヨルダン・ハシェミット王国	110 円
ラオス人民民主共和国	105 円
ラトビア共和国	90 円
リトアニア共和国	60 円
リビア	70 円
リヒテンシュタイン公国	30 円
リベリア共和国	75 円
ルーマニア	60 円
ルクセンブルク大公国	35 円
ルワンダ共和国	125 円
レソト王国	70 円
レバノン共和国	112 円
レユニオン	70 円
ロシア	45 円

衛星通話

着信先の地域	通話料 (1分ごと)
インマルサット-フリート	209 円
インマルサット-BGAN/FBB	209 円
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	700 円
インマルサット-エアロ	700 円
インマルサット-F-HSD	700 円
イリジウム	250 円
スラーヤ	175 円

※相手地域内の固定電話にかける場合、携帯電話にかける場合も料金は一律です。

※国際通話料の場合、消費税は不要です。

別紙 料金表【通信時間の測定等】

通信時間の測定等

ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社または特定事業者の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。

(ア)回線の故障等通信の発信者または着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間

(イ)回線の故障等発信者または着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、別途料金表に定める分数または秒数に満たない端数の通信時間

別紙

1(相互接続通信の料金等の取扱い)

(1)相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社が別に定める事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社または特定事業者がその契約者の契約者回線番号等を KDDI 株式会社に通知し、KDDI 株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。

(2) 当社もしくは特定事業者が別に定める接続形態により行われる相互接続通信((4)から(7)に定めるものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社もしくは特定事業者が別に定める料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。ただし、当社または特定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表または特定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3)上記(2)に定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4)当社もしくは特定事業者が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または当社もしくは特定事業者が別に定める中継事業者もしくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします)に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社もしくは特定事業者が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします)以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

(5)当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(6)(2)から(5)の定めにかかわらず、契約者回線等または当社が別に定める事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申し込み等のためにそれぞれの業務を行う本サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この利用規約に定めるところによります。

(7)国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外るとき

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る事業者(その通信が2以上の事業者に係るものであるときは、当社または特定事業者とその通信に係る事業者との間の相互接続協定において定める事業者とします)がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2(自営端末設備の接続)

(1)契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます)、技術基準および技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に定める登録認定機関または事業法第104条第2項に定める承認認定機関の認定を受けた端末機器、または技術基準適合認定規則様式第14号に定める表示を付された特定端末機器(技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます)以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。

(3)当または特定事業者社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号または第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4)(3)の検査を行う場合、当社または特定事業者の係員は、所定の証明書を提示します。

(5)契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6)契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めに準じて取り扱います。

(7)契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取り外したときは、当社に通知していただきます。

3(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

(1)当社または特定事業者は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2)(1)の検査を行う場合、当社のまたは特定事業者係員は、所定の証明書を提示します。

(3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取り外していただきます。

4(自営電気通信設備の接続)

(1)契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

- (3)当社または特定事業者は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社または特定事業者の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5)契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6)契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めるに準じて取り扱います。
- (7)契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、当社に通知していただきます。

5(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、3(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の定めに従って取り扱います。

6(料金明細内訳情報の提供)

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。)に登録した電子データにより提供します。

7(支払証明書の発行)

- (1)当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービス取扱所において、その本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務(本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下、「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2)契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、以下に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。

支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚	440円
---------	------

※支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます)および郵送料(実費)が必要な場合があります。

- (3)契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

8(他事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行)

当社は、本サービスに係る契約の申し込みをする者または契約者から要請があったときは、当社が別に定める事業者の電気通信サービスの利用に係る申し込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

9(端末設備の提供)

- (1)当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2)契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金および工事に関する費用を支払っていただきます。

10(情報料回収代行の承諾)

契約者は、有料情報サービス(本サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下、「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

11(情報料回収代行に係る回収の方法)

(1)当社は、10(情報料回収代行の承諾)の定めるにより回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る本サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2)(1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

12(情報料回収代行に係る免責)

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

13(新聞社等の基準)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に定める基幹放送事業者および同条第24号に定める基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

14(携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス)

別途当社または特定事業者が指定するところによります。

15(IP電話事業者の電気通信番号)

別途当社または特定事業者が指定するところによります。